

千葉県告示第923号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、同法第24条の規定により告示します。

令和2年11月20日

千葉市長 熊谷俊人

【病院・診療所】

名称	所在地	指定期間
サンライト歯科医院	千葉県美浜区打瀬 2-1-1 公園東の街	令和2年9月1日から 令和8年8月31日
やまぶき訪問クリニック	千葉県稲毛区園生町 143-1	令和2年11月1日から 令和8年10月31日

【薬局】

名称	所在地	指定期間
薬局タカサ誉田店	千葉県緑区誉田町 2-2307-161	令和2年11月4日から 令和8年10月31日